

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いである。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野における施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村への要請及び支援）

第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（差別のない社会づくりに向けた取組）

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置）

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

（委任）

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。